（保険医療企画調査室、医療技術評価推進室及び医療指導監査室並びに薬剤管理官）	（保険医療企画調査室及び医療指導監査室並びに薬剤管理官）
第七十条　医療課に、保険医療企画調査室、医療技術評価推進室及び医療指導監査室並びに薬剤管理官一人を置く。	**第七十条**　医療課に、保険医療企画調査室及び医療指導監査室並びに薬剤管理官一人を置く。
2・3　（略）	2・3　（略）
4　医療技術評価推進室は、医療技術評価の推進に関する企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。	（新設）
5　医療技術評価推進室に、室長を置く。	（新設）
6～11　（略）	4～9　（略）
（健康福祉部の所掌事務）	（健康福祉部の所掌事務）
第七百七条　健康福祉部は、次に掲げる事務をつかさどる。	**第七百七条**　健康福祉部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～七十一　（略）	一～七十一　（略）
七十二　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号。以下「医療観察法」という。）第六条第二項の精神保健判定医及び医療観察法第十五条第一項の精神保健参与員に関すること。	七十二　医療観察法第六条第二項の精神保健判定医及び医療観察法第十五条第一項の精神保健参与員に関すること。
七十三～八十三　（略）	七十三～八十三　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則一一―八（職員の定年）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和元年七月九日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一一―八―四五

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
別表（第四条関係）		**別表**（第四条関係）	
職員	年齢	職員	年齢
（略）	六十二年	（略）	六十二年
郵政民営化推進室長、拉致問題対策本部事務局長、ＴＰＰ等政府対策本部の首席交渉官若しくは政策調整統括官、国土強靱化推進室次長、まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官、特定複合観光施設区域整備推進室長、皇位継承式典事務局長又はイノベーション推進室イノベーション総括官に充てられた内閣審議官		郵政民営化推進室長、拉致問題対策本部事務局長、ＴＰＰ等政府対策本部の首席交渉官若しくは政策調整統括官、国土強靱化推進室次長、まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官、特定複合観光施設区域整備推進室長又は皇位継承式典事務局長に充てられた内閣審議官	
（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。